## 日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

## 共通様式

①法人名称	学校法人福原学園
②設置大学名称	九州女子大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	093-693-3116
⑤点検結果の確定日	2025年9月4日
⑥点検結果の公表日	2025年9月30日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.kwuc.ac.jp/introduction/information/basicinformation/governancecode_daigaku
⑧本協会による公表	●承諾する ○ 否認する

#### 【備考欄】

## 様式I

#### I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	0
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	0
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	0
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

## Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

#### Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

## 様式Ⅱ

#### Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1-1①	・の基本理念に基 ノ、教子連呂体制の確立
	説明
建学の精神等の基本理     念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念、使命・目的、人材養成に資する る教育の目標等を大学の学則および「学生便覧」「教
	員ハンドブック」(冊子)に明示し、毎年度、学生や
	教職員に周知しています。また本学ウェブサイト等に
	おいて教育理念(基本理念、活動理念)を掲載し教育
	方針、教育の特色、教育体制等について広く社会に公
	表しています。
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授与	建学の精神に基づき、人材養成及び教育研究上の目的
の方針」、「教育課程編	達成の方針を示す「三つのポリシー」(アドミッショ
成・実施の方針」及び	ン・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロ
「入学者受入れの方	マ・ポロシー)を策定しています。これらは学生の入
針」の実質化	学から卒業又は修了までの教育活動を実施するための
	基本的な指針となっています。また、これらの三つの
	ポリシーは、本学における教育の質向上(内部質保
	証)を図るため自己点検・評価活動のなかで外部有識
	者の意見を踏まえつつ、毎年必要な改善・向上を図る
	こととしています。
実施項目1-13	説明
教学組織の権限と役割	九州女子大学組織規則において、学長、副学長、学長
の明確化	特別補佐及び学部長等の教学組織の権限と役割を明確 にしています。
	九州女子大学学則において、学長の意思決定を補佐す
	る機関として評議会を置き、大学の管理並びに運営に
	関する事項を審議し最終決定を行っています。また、
	大学の教育研究の重要な事項を審議するために教育運
	営委員会(教授会)を設置しています。学長が学生の
	入学、卒業及び課程の修了、学位の授与等について決
	定を行うに当たり意見を述べる機関としています。各
	学部に教育運営委員会を置き、教育研究の適正かつ効
	果的な運営を行っています。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確保	平成19(2007)年4月から評議会ならびに各種委員会に
	事務局の各課長を構成員に加え、教育職員と事務職員
	との協働関係の強化を図っています。評議会で審議し
	学長が決定した方針や事業をはじめ、教育支援に関す
	る企画提案やデータ収集ならびに資料作成等、将来計
	画から日常的な案件に至るまで大学運営全般を教職協

働で進めています。特に大学事務機能の核である学生
の教育と学生支援を担う教務部教務課および学生部キ
ャリア支援課は、それぞれの部を統括する教務部長な
らびに学生部長を教育職員が担い、これを補佐する両
課の課長ならびに課員と密に連携しています。
説明
教育職員の資質向上を図る方策として、FD推進活動
等組織的な取り組みは、大学設置基準第 25 条の 3 に
基づいて、九州女子大学ファカルティ・ディベロップ
メント推進委員会規程を制定し、設置したFD推進委
員会が中心となり、定期的に活動しています。FD研
修会は毎年2回開催し、全教職員の参加を求めていま
す。
また、職員研修委員会規程に基づき、研修実施方針及
び研修計画を策定したうえで、教育職員及び事務職員
等に必要な知識及び技能を修得させ、その能力及び資
質の向上に資するため、組織的な研修を実施していま
す。

#### 原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	福原学園中期経営計画委員会において、「経営基本方
針の明確化及び具体性	針」が策定され、建学の精神に基づいた教育活動につ
のある計画の策定	いて本学における課題を踏まえた実施計画を策定した
	後、第4次中期経営計画として評議員会において意見
	を徴し、理事会が決定した計画を実行しています。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	年度別の計画を事業計画アクションプランとして策定
管理	し、計画の進捗状況を管理するとともに次年度以降の
	課題について検証し、必要に応じて定量的に定めた成
	果目標を見直しています。また、事業計画アクション
	プランの結果を理事会に報告したうえで、福原学園フ
	ェブサイトに事業報告として掲載しています。

#### 原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	建学の精神「自律処行」に基づく人材育成ととも
材の育成	に、社会の要請に応じた学びの機会(リカレント教
	育等)を提供しています。
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の	地域に根差した実践教育を展開する大学として、教
推進	育・研究を地域社会の発展に資することを目的に

「地域教育実践研究センター」を設置しています。 地域教育実践研究センターでは、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域課題 (ニーズ) と大学資源 (シーズ) を把握したうえで、地域の課題を解決するための地域連携事業を展開しています。

#### 原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	性別、年齢、障害、国際等、多様な背景を持つ学生、
の充実	教職員等を受け入れるための学内環境、施設設備の充
	実に努めています。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	男女共同参画社会の実現に向け、理事 3 名 (総数 10
配慮	名)、評議員3名(総数12名)の女性を登用しています。
	女性活躍の促進の観点から、本学事務局の管理職(課
	長職以上)に女性(5 名中 3 名)を積極的に登用して
	います。

#### 原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	理事の資格及び構成要件を「寄附行為」、「理事選任機
明確化及び選任過程の	関運営規則」に、理事長、副理事長、常務理事及び担
透明性の確保	当理事の職務を「理事長職務の委任に関する規則」に
	明確に規定しています。
	理事選任のための理事選任機関を「寄附行為」に規定
	し、「寄附行為」及び「理事選任機関運営規則」に従
	い、評議員会の意見を十分に参酌したうえで、理事を
	選任しています。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	理事会は、3 か月に 1 回以上開催するほか、必要に応
確保及び評議員会との	じて臨時に開催し、私立学校法関係法及び寄附行為に
協働体制の確立	従い、必要な事項について評議員会の意見を聴いたう
	えで、業務執行上の重要事項を審議、決定していま
	す。
	理事会及び評議員会の役割、権限、職務及び体制や運
	営に関することを「寄附行為」、「理事会会議規則」及
	び「評議員会会議規則」に規定し、適切に理事会、評
	議員会を運営しています。
	評議員会との建設的な協働と相互けん制体制を確立す
	ることにより、学校法人運営の透明性を確保していま
	す。

実施項目3-13	説明
理事への情報提供・研	理事が、学校法人運営に必要な識見を習得できるよ
修機会の充実	う、新任、外部を含む理事には情報提供や研修機会を
	確保するように努めています。

#### 原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

41.421 - mray ballon, by lead o mr 1, ballon, 5424 le	
実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事及び会計監査人の資格、職務等を「寄附行為」
選任基準の明確化及び	に規定し、理事会で監事候補者及び会計監査人の候
選任過程の透明性の確	補者を審議したうえで、評議員会の決議により選任
保	しています。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	監事による監査が適正かつ有効に行われるために必
内部監査室等の連携	要事項を「監事監査規則」及び「内部監査規程」に
	規定しています。
	監事は、内部監査室と情報を共有し、必要に応じ協
	カして調査を行う等の連携により、適切に監査を実
	施しています。
	監事は、効率的な学園の監査業務を行うため、会計
	監査人と綿密な情報交換を行う等により、連携を図
	っています。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	監事が十分な監査ができるように、監事業務を支援
修機会の充実	するための情報提供や研修機会を確保するように努
	めています。

### 原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	評議員の定数、資格及び職務を「寄附行為」及び「評
性・構成割合について	議員選任・解任規則」に明確に規定しています。
の考え方の明確化及び	評議員選任のための評議員選任委員会を「評議員選
選任過程の透明性の確	任・解任規則」に基づきを設置し、「寄附行為」に従
保	い、適切に評議員を選任することで選任過程の透明性
	を確保しています。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	「寄附行為」において評議員会の招集や決議事項、評
の確保及び理事会との	議員の役割、職務を規定するとともに、理事会及び評
協働体制の確立	議員会の役割、権限及び運営体制に関することを「寄
	附行為」、「理事会会議規則」及び「評議員会会議規
	則」に定め、適切に運営しています。
	理事会との建設的な協働と相互けん制体制を確立する
	ことにより、学校法人運営の透明性を確保していま
	す。

実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	評議員が、学校法人運営に必要な識見を習得できるよ
研修機会の充実	う、新任、外部を含む評議員には情報提供や研修機会
	を確保するように努めています。

#### 原則3-4 危機管理体制の確立

******	
実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	「リスク管理基本規程」を定め、危機事象およびリ
整備及び事業継続計画	スク管理について定義し、理事長をリスク管理最高
の策定・活用	責任者とするリスク管理委員会が学園のリスク管理
	に係る方針、施策、年度計画の策定等の役割を担っ
	ています。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	内部統制システムの基本方針に基づき、「コンプライ
制整備	アンス規程」を定め、法令、「寄附行為」若しくは学
	園の諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいま
	す。また、寄附行為その他の内部規程に違反する行
	為に関する内部通報の適正な対応の仕組みを定め、
	内部監査室を窓口として内部通報体制を整備してい
	ます。

#### 原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

WYII I WEELEN CHAMPIN	
実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	本学ウェブサイトに情報公開ページを設け、学校教育
方針の策定	法施行規則第 172 の 2 に定める教育研究活動等の状況
	について情報を公表しています。
実施項目 4 - 1②	説明
ステークホルダーへの	本学ウェブサイトは、ユーザーが閲覧する媒体(P
理解促進のための公開	C、タブレット、スマートフォンなど)の画面サイズ
の工夫	に応じて最適な表示となるようレスポンシブデザイン
	を採用して、視認性を確保しています。

# Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明